

# 熊本県公報

第 1 1 5 7 3 号  
平成 19 年 7 月 11 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 平成 19 年度介護サービス情報の公表に係る報告調査事務及び情報公表事務に関する計画の一部改正……………(高齢者支援総室) 1
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立……………(団体支援総室) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………( " ) 2
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 2
- "……………( " ) 2
- 道路の供用開始……………( " ) 3
- "……………( " ) 3

**公 告**

- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 4
- 地籍調査成果の認証……………(農村整備課) 4
- 第 36 回採石業務管理者試験……………(産業支援課) 4

**登 載 依 頼**

- 熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令……………(教育庁福利厚生課) 5
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 5

## 告 示

### 熊本県告示第 617 号

平成 19 年 5 月 30 日熊本県告示第 490 号(介護サービス情報の公表に係る報告調査事務及び情報公表事務に関する計画)の一部を次のように改正する。  
平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

5 の別紙の表 212 の項所在地の欄を次のように改める。

熊本県熊本市萩原町 17-21 S・Tビル 1F

5 の別紙の表 212 の項調査を行う指定調査機関の欄を次のように改める。

熊本県社会福祉協議会

### 熊本県告示第 618 号

漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
芦北漁業協同組合の地区のうち芦北町女島の地区	10 トン未満の漁船により主としてえび流網漁業を営む漁業

### 熊本県告示第 619 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項及び第 32 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービス等の種類
社会福祉法人煌介護支援センター・おおきな木 浜松水俣市浜松町 3-17	社会福祉法人 煌 福岡県福岡市博多区博多駅中央街 8 番 36 号 行岡 良治	平成 19 年 7 月 1 日	4310700093	居宅介護
訪問介護センター うさぎさん 球磨郡多良木町多良木 1609 番地 2	有限会社 典山會 球磨郡多良木町多良木 1609 番地 2 田中 楠則	平成 19 年 7 月 1 日	4311810040	居宅介護
熊本こすもす園相談支援事業所 宇城市松橋町豊福 1786	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本市南千反畑町 3 番 7 号 川村 隼秋	平成 19 年 7 月 1 日	4332700014	相談支援

**熊本県告示第 620 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社 ヴィーヴル ヘルパーステーションヴィーヴル 居宅介護及び重度訪問介護	事業者の主たる事務所の所在地及び事業所の所在地	熊本市萩町 17-21 S・Tビル 1F	熊本市田迎一丁目 7 番 20 号	平成 19 年 5 月 1 日

**熊本県告示第 621 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	人吉水俣 線	球磨郡球磨村大字一勝地乙	前	4.0 ～ 20.0	112.4	単橋改
		同所	後	4.0 ～ 19.5	112.4	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 11 日

**熊本県告示第 622 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	人吉水上 線	人吉市願成寺町字上ノ寺	前	6.7 ～ 16.4	230.0	交安統合
		977 番 1 地先から				
		同所	後	12.9 ～ 32.7	230.0	
		992 番 1 地先まで				
		人吉市願成寺町字石清水	前	6.8 ～ 18.8	1,031.7	
		1311 番 3 地先から				
		球磨郡相良村大字柳瀬字冲原	後	10.0 ～ 31.6	1,031.7	
		3415 番 1 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 11 日

熊本県告示第 623 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	柿原入佐線	上益城郡山都町下名連石字口の切 5082 番 76 地先から 同町下名連石字平羅木 5047 番 6 地先まで	460.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 7 月 11 日

熊本県告示第 624 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市福原 1146 番 1 地先から 同所 1144 番 1 地先まで	170.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 7 月 11 日

## 公 告

## 熊本県公告第 611 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 6 月 28 日
- 2 名称  
NPO 法人美しい天草づくりネットワーク
- 3 代表者の氏名  
明瀬 実
- 4 主たる事務所の所在地  
天草市瀬戸町 51 番地 3
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、天草の幸を育む海と恵まれた自然環境を後世に引き継ぐために、人と自然の調和した天草全島の発展を希求する団体やグループ、個人がネットワークを組むことで協力・協働してより広く活動することを目的とする。

## 熊本県公告第 612 号

熊本市ほか 4 市町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
熊本市	平成 18 年度	戸島西二丁目の全部、戸島西一丁目、戸島西三丁目の各一部	地籍図・地籍簿	平成 19 年 6 月 29 日
熊本市	平成 18 年度	戸島西一丁目、戸島西四丁目、戸島西五丁目、戸島西六丁目、戸島西七丁目の各一部		
八代市	平成 17 年度から平成 18 年度まで	昭和日進町の全部、昭和明徴町の一部		
山鹿市	平成 18 年度から平成 19 年度まで	寺島の一部		
益城町	平成 17 年度から平成 18 年度まで	大字田原の一部		
氷川町	平成 18 年度	鹿野の一部		

## 熊本県公告第 613 号

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 の規定に基づき、第 36 回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する日時  
平成 19 年 10 月 12 日（金）  
午前 10 時から正午まで
- 2 試験を実施する場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁本館 13 階会議室
- 3 試験の方法及び科目  
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。  
(1) 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。)

- (2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験願書の受付期間等  
平成19年7月9日（月）から平成19年10月5日（金）まで（閉庁日を除く。）  
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、10月5日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類  
(1) 業務管理者試験受験願書  
(2) 履歴書  
(3) 受験票  
(4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）  
(5) 受験手数料  
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8千円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部産業支援課 資源班  
電話 096-333-2322

登載依頼

## 熊本県教育委員会訓令第10号

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年7月11日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県教職員住宅管理規程（昭和40年熊本県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表（第4条、第6条関係）単独住宅の部熊本県立阿蘇高等学校職員住宅の款阿蘇市一の宮町宮地字井尻1473-2の項を削る。

同表同部熊本県立高森高等学校職員住宅の款「阿蘇郡高森町高森字里木2213-2」の項を「阿蘇郡高森町高森字里木2213-1」に改める。

同表同部同款「阿蘇郡高森町高森字里木2215-1」の項を「阿蘇郡高森町高森字里木2215」に改める。

同表同部熊本県立阿蘇清峰高等学校職員住宅の款阿蘇市一の宮町宮地字池尻2209の項を削る。

同表同部熊本県立矢部高等学校職員住宅の款上益城郡山都町上寺字河原田1855-2の項を削る。

同表同部熊本県立人吉高等学校五木分校職員住宅の款球磨郡五木村丙字池ノ鶴792-1の項を削る。

同表同部熊本県立多良木高等学校職員住宅の款球磨郡水上村岩野字石原2742の項を削る。

同表同部熊本県立天草高等学校天草西校職員住宅の款天草市天草町大江字池端347-9の項を削る。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月11日

熊本県人事委員会委員長 清塘 英之

## 熊本県人事委員会規則第26号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表水俣市の項職名の欄中「部次長 課長 総務課課長補佐 財政課課長補佐 産業廃棄物対策室長 行政管理室長 行政管理局次長 秘書広報係長 財政係長」を「部次長 総室長 会計管理者 課長 産業廃棄物対策室長 商工観光振興室長 農林水産振興室長 総務課課長補佐 財政課課長補佐 秘書広報係長 職員係長 行政係長 財政係長」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。